

第R1-45号
令和元年7月10日

高松市上林町30番地8
 株式会社ゆめハウス・プラス
 代表取締役 増元 浩二 様

高松市長 大西秀人

開発行為 許可 不許可 通知書



令和元年6月21日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。
 許可しない

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・C型擁壁の載荷重は 10.0kN/m^2 以下とすること。
- ・A型及びB1型擁壁から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は 3.5kN/m^2 以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市檀紙町 字薬王寺
 969番1、970番1
 及び地先水路

(実測地積) 1,763.93 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

検査完了時までに用途廃止通知書を提出すること。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁判の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁判の申請をすることができなくなります。

高松市上林町30番地8
株式会社ゆめハウス・プラス
代表取締役 増元 浩二 様

高松市長 大 西 秀 人



開発行為変更

許可
不許可

 通知書

令和 2 年 5 月 25 日付けで申請のあった開発行為の変更については、次のとおり

許可する ので、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 35 条第 2 項の許可しない規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・C型擁壁の載荷重は 10.0 kN/m^2 以下とすること。
- ・A型及びB1型擁壁から 50cm 以内に荷重を載荷しないこと。
また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は 3.5 kN/m^2 以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市檀紙町 字薬王寺

969番1、970番1

及び地先水路

(実測地積) $1,761.24 \text{ m}^2$

一戸建ての住宅 [非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 1 にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に公害等調整委員会に対して裁判の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁判の申請をすることができなくなります。